

たつの市一般競争入札 Q&A

令和8年4月改正

質 問	回 答										
<p>1 参加申請</p> <p>入札参加要件に必要な総合評定値について、地域貢献等に係る数値の加算措置とはどのようなものですか。</p>	<p>通常、入札参加希望者の総合評定値をもって参加の可否を決定しますが、格付等級を適用する土木・舗装工事については、市内本店業者に地域貢献及び工事成績等に係る数値を加減算した数値（総合数値）で判断します。その主な内容は次のとおりです。</p> <p>地域貢献等加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内営業年数 1点/年(最大20点) ・災害応急対策応援協定締結 12点 <p>ただし、災害に際し、正当な理由なく市の要請に応じない者は、次年度以降、加算をしない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者数 1点/人(最大20点) ・ISO 認証取得 各16点(9001/14001) ・資格制限・指名停止該当 各-16点 <p>工事成績加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事成績実績（過去5年分） 最大20点 <p>ただし、加算により参加条件が不利になる場合については、<u>届出により加算措置の辞退も可能です。</u></p> <p>加算選択種別（3種別）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経営規模等評価結果通知書の工種別総合評定値のみ ② ①+地域貢献等加算 ③ ②+工事成績加算 <p>※経営規模等評価結果通知書の工種別総合評定値に工事成績のみを加算することはできません。</p>										
<p>入札参加要件に必要な総合数値について、工事成績での加算とはどのようなものですか。</p>	<p>過去5年間の受注工事（土木工事一式・舗装工事のみ）ただし、除草等業務は除く。受注件数3件以上の平均工事成績点数に応じ、加算をします。</p> <table border="0"> <tr> <td>・85点以上</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>・80点以上84点以下</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>・75点以上79点以下</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>・70点以上74点以下</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>・65点以上69点以下</td> <td>0点</td> </tr> </table>	・85点以上	20点	・80点以上84点以下	15点	・75点以上79点以下	10点	・70点以上74点以下	5点	・65点以上69点以下	0点
・85点以上	20点										
・80点以上84点以下	15点										
・75点以上79点以下	10点										
・70点以上74点以下	5点										
・65点以上69点以下	0点										

	<p>※単件 65 点未満 粗雑工事（指名停止対象） 過去 5 年間の取扱い 令和 5 年度 平成 30 年度～令和 4 年度 ただし、令和 4 年度分については、令和 5 年 2 月末日までに完成検査を終えた工事とする。</p>
<p>入札参加資格の変更で工種を追加しましたが、その後すぐに公告があった入札に参加申請できますか。</p>	<p>追加された工種の総合評定値が記載された経営規模等評価結果通知書の写し及び国・県の許可書の写しを変更届に添付して提出してください。経営規模等評価結果通知書の内容は、原則 1 年間固定となっていますので、当該書類を市が受領した翌年度から該当工事に入札参加申込みできます。</p>
<p>建設業の許可が、一般建設業から特定建設業になりましたが、いつから特定建設業の許可が必要な工事に入札参加申込みができますか。</p>	<p>特定建設業の建設業許可通知書の写し又は許可証明書を変更届に添付して提出してください。上記と同様に当該書類を市が受領した翌年度からの入札要件に適用します。</p>
<p>本店事務所の所在地を市内に変更しましたが、入札参加資格要件の住所地はどうなりますか。</p>	<p>市外からの移動については、市が住所の変更届を受領した日の 1 年後から当該住所地で入札参加できます。（市外に移動した場合は、その時点で市外業者扱いとなります。）</p>
<p>新たにたつの市入札参加資格者として登録した場合、いつから入札参加申込みができますか。</p>	<p>新たに登録した者は、登録後 1 年間は入札に参加できませんので、事前に資格を確認のうえ入札参加申込みしてください。</p>
<p>参加しようとする工種の経営規模等評価結果通知書の完成工事高がない場合でも入札参加申込みができますか。</p>	<p>参加できません。 参加しようとする工種の経営規模等評価結果通知書の完成工事高が入札案内の平均完成工事高の要件を満たすものになります。</p>
<p>新しい経営規模等評価結果通知書が届きましたが、市に登録している工種の総合評定値等については、いつから反映されますか。</p>	<p>経営規模等評価結果通知書は、前年度末に提出された当該年度の4 月 1 日現在で有効なものを 1 年間使用しますので、翌年度から反映されることとなります。</p>
<h2>2 設計図書等</h2>	
<p>設計図書の写しを業者から購入しないで入札参加申込みができますか。</p>	<p>設計図書は、必ず市の指定する設計図書販売業者（又は市）から直接購入することを義務付けています。 なお、入札募集情報に電子ファイルで掲載した場合は、各自でダウンロードしてください。</p>
<p>設計図書の購入には、事前に購入申込みが必要ですか。</p>	<p>事前にファクシミリ（指定様式）によって設計図書販売業者に申し込みのうえ、指定期</p>

	間中、設計図書販売業者（又は市）において直接購入してください。
設計図書の購入費用や入札参加申込書類の郵送料は、全て入札参加希望者の負担となるのですか。	入札のために要した費用は、 全て入札参加希望者の負担 となります。
3 配置技術者	
経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿に登載があれば、自社の技術者として取り扱われるのですか。	経営事項審査申請書の技術職員名簿に登載されていても、たつの市に技術者として登録されていなければ、貴事業所の技術者として取り扱われません。市の入札参加資格者登録の受付時に必ず登録してください。 市に登録のない技術者を配置予定技術者として入札参加申込みした場合は無効 となります。
技術者の追加登録をする場合、どのようにすればよいのですか。また、どのような場合、追加登録が認められるのですか。	技術者の追加登録は、変更届（様式任意）に、国家資格等の合格証明書の写し又は実務経験を証する書類を、さらに、新規雇用の場合は、それ以外に 恒常的な（3ヶ月以上の）雇用関係を証明する書類 として、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料の写しを提出してください。 当該書類を市が受領した翌日から追加登録は認めます。
技術者の資格の追加をする場合、どのようにすればよいですか。また、いつから資格の追加が認められますか。	上記と同様に国家資格等の合格証明書の写し又は実務経験を証する書類を変更届、技術職員名簿を提出してください。 資格の追加は 当該書類を市が受領した翌日から認めます。
手持ち工事のない技術者が1人しかいない場合、何件まで入札参加申込みできますか。	技術者は原則、専任（随意契約による工事、点々補修工事、除草・公園等管理業務委託等を除き他の工事との兼務禁止）のため、 技術者1人につき1件のみ 入札参加申込みができます。
1人の技術者を複数の工事に配置予定技術者として入札参加申込みができますか。	1人の技術者を同日に公告された他の工事の配置予定技術者とし、 重複して入札参加申込みをすることはできません。 全て無効となります。
入札参加申込みで記載した配置予定 技術者は、落札後や契約後に変更 できますか。	電子方式入札 参加の際届出た配置予定技術者は、 契約時に変更を認めます。

	<p>郵便方式入札参加の際届け出た配置予定技術者の変更は認めません。</p> <p>契約後は、退職、死亡等極めて特別な理由がある場合を除き、変更は認めません。</p> <p>なお、機械器具設置工事等において、機器等を工場製作の後、現場施工を行う場合においては、製作期間と現場施工期間の変更を認めます。</p>
現在配置中の技術者は、いつの時点から新たな配置予定技術者とできますか。	原則として 手持ち工事の工期（末日）の翌日以後 （ただし、当該工事が完成し、事務手続き等のみが残っていることを、工事監督員が書面で認めた場合は、 進捗状況により前後することがある。 ）に公表される 入札公告 から、当該技術者を配置予定技術者として入札参加申込みができます。
4 手持ち工事による制限	
手持ち工事の数による入札参加申込みの制限はありますか。	入札参加要件の中で制限する場合がありますが、原則として 手持ち工事数の制限はありません。
5 申請書類	
入札書等の様式 をパソコン等により独自に作成してよろしいか。	独自に作成しても構いませんが、 記載内容は市の指定様式に合わせて ください。内容が異なる場合は無効になりますので、十分ご注意ください。
入札書に記載する日付 は、いつの日付を記載すればよいのですか。	入札公告で示した 入札（開札）日 を記載してください。（電子方式入札除く。）
入札金額と積算内訳書の合計金額 が異なった場合、入札は無効ですか。	積算内訳書は、入札金額の根拠となりますので、適正に積算ください。 入札金額が積算内訳書の合計金額以下（同額も可）の場合は有効 とします。
積算内訳書の様式指定 はありますか。	様式に指定はありません。 設計図書に従い積算した内訳書に、必ず工事番号、工事名及び商号又は名称を明記してください。
6 郵便入札	
送付方法は、普通郵便又は宅配便でも構いませんか。 また、 使用する封筒は専用封筒 でなければいけませんか。	一般書留郵便のみ 受け付けます。ポストへの投函はできませんので、ご注意ください。 入札参加申込専用封筒で郵送してください。 専用封筒は、設計図書購入時等にお渡し します。専用封筒外で郵送した場合は無効となります。

<p>入札書を入れる別封筒はどのようなものを使用すればよいのですか。</p>	<p>任意の封筒を使用させていただいて構いませんが、必ず、入札書を封入封かんの上、工事番号、工事名及び商号又は名称を明記し、入札参加申込専用封筒に同封の上郵送してください。</p>
<p>郵便局の受付時間について教えてください。</p>	<p>郵便局窓口の取扱時間は各郵便局によって異なりますので、事前に郵便局へ確認してください。また、入札募集情報で示した受付期間は、龍野郵便局への到着日ですのでご注意ください。</p>
<p>入札関係書類を郵送後、都合により辞退することは可能ですか。</p>	<p>一旦提出した申込書類等は、落札決定前であっても、引換え、書換えすることはできませんし、入札の辞退もできません。また、落札決定後の辞退は、入札参加資格制限措置(指名停止処分)の対象となります。</p>
<p>7 開札</p>	
<p>郵便入札における開札立会人にはどのような人がなれますか。</p>	<p>開札の対象となる工事に入札参加申込みをしている事業者の代表者(支店登録の場合は支店長)又は代表者からの立会人委任状持参している者が立会人になることができます。</p>
<p>入札参加資格はないのですが、開札を傍聴することはできますか。</p>	<p>開札は、入札参加申込みの有無にかかわらず、誰でも傍聴することができます。担当職員の指示に従い、開札会場内での通話や私語は禁止します。</p> <p>なお、電子入札の場合は、立会い、傍聴はできません。</p>
<p>1回目の開札で落札者がいない場合は、どうなるのですか。</p>	<p>開札の結果、予定価格の範囲内の入札がない場合は、電子入札については、原則、当日に再度の入札を行い、翌日(休日のときは直後の開札日)の開札とします。</p> <p>郵便入札については、後日、入札締切日及び開札日を指定し、通知を行います。</p> <p>再度の入札に参加できるのは、1回目の入札に参加した者のうち、有効な入札を行った者です。</p> <p>1回目の入札で無効な入札をした者及び最低制限価格未満の入札を行った者は、参加できません。</p> <p>参加した全者が、無効又は失格の場合は、取りやめとなります。</p>

<p>落札となるべき同額入札者が2人以上あるときは、どのように落札者を決定するのですか。</p>	<p>開札の結果、落札となるべき同額入札者が2人以上あるときは、当該入札の落札者の決定を保留とします。</p> <p>同額入札者本人又は委任状を持参した代理人全員が入札会場内にいるときは、その場でくじ引きにより落札者を決定します。</p> <p>同額入札者（代理人）の一部又は全員が入札会場内にいないときは、翌日（休日のときは直後の開庁日）、くじ引きにより落札者を決定します。なお、同額入札者（代理人）がこのくじ引きに参加できない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が代わってくじを引くこととします。（くじ引きは辞退できません。）</p> <p>なお、電子入札の場合は、電子くじを自動的にを行い、落札者を決定します。</p>
<h2>8 契約</h2>	
<p>前金払、中間前金払、部分払その他工事等に係る代金の請求について期限はありますか。</p>	<p>前金払等の申請においては、支払希望月の前月15日までに工事担当課に、請求する旨を申し出てください。（申し出の無い場合は希望に添えない場合があります。）</p>
<p>中間前金払と部分払の両方を受けることは可能ですか。</p>	<p>前払金及び部分払対象工事においては、契約締結までに、中間前金払と部分払のどちらを受けるかを選択していただきます。契約締結後はこれを変更することはできません。</p>
<p>誓約書を提出する対象工事はどのようなものですか。</p>	<p>市が締結する130万円を超える全ての契約（労働者を使用しない契約は除く）を対象とします。</p> <p>また、下請契約等の場合も同様に契約額が130万円を超える場合は誓約書の提出が必要となります。</p>
<h2>9 その他</h2>	
<p>入札者が1人でも入札は執行されますか。</p>	<p>一般競争入札の場合、1人以上で入札は執行し、成立します。</p>
<p>工事費内訳書の公表はありますか。</p>	<p>落札者が決定した後、工事担当課窓口において公表用設計書を公表します。（ただし、測量・建設コンサルタント業務は対象外）</p>
<p>例外的に指名競争入札による工事はありますか。</p>	<p>緊急の災害関連工事等は指名競争入札により執行する場合があります。</p>
<p>入札参加資格の有無等について事前審査を</p>	<p>希望者のみ契約課で事前確認を行いますの</p>

受けられますか。	で、入札参加申込書等を持参ください。
指名停止基準は一般競争入札にも適用 されますか。	適用されません。 入札公告日から入札（開札）日の間において指名停止期間中である場合、入札参加申込みをすることができません。 また、郵便入札で、郵送した後に指名停止となった場合、その入札参加申込みは無効となります。

※ このQ&Aは、原則として、測量・建設コンサルタントに係る一般競争入札についても準用します。